

# 男女共同参画

## ニュースレター

vol. 2

2015年12月

尾張旭市

市民生活部 市民活動課

男女共同参画係

### 男女双方の視点で災害に強い地域づくりを

12月12日、スカイワードあさひにて、池田恵子氏（減災と男女共同参画研修推進センター共同代表、静岡大学教育学部教授、同大学総合防災センター兼任教員、静岡県ふじのくに男女共同参画防災ネットワーク会議アドバイザー）をお招きし、防災講演会が開催されました。

① 性別や世代で異なる被災の実態、②被災地に学ぶ！多様な立場の人々への支援、③みんなで担う地域防災活動（事例）についての講演を、地域の自主防災組織の役員をはじめ97人の参加者が熱心に受講しました。

さらに、東日本大震災などの経験から、避難所での環境面や安全面の困難に対し、具体的な対策ポイントとして、いかなる犯罪も許さない地域リーダーの毅然とした姿勢、男女両方のリーダーが一緒に担当する、女性と子どもから意見を聞いて環境改善を行う、被害者がいる場合はプライバシーに配慮し、本人の意思を尊重して支援するなど、平常時から進めておくことが重要です。

平常時にできないことは、災害時もうまくできません。当事者でないといわれないことが数多くあります。近い将来、必ず起こるとされている巨大地震「東海・東南海・南海地震」に備え、いざという時のために、誰もが安心・安全な避難所を作るために日頃から男女共同参画の視点を持ちながら、様々な防災対策を講ずる必要があり、それが男性リーダーたちの責任・負担の集中の軽減につながることを学びました。



### はじめませんか？「ワーク」も「ライフ」も大切に生きる

「ワーク・ライフ・バランス」とは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、ボランティア活動、趣味、学習など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。

ワーク・ライフ・バランスが実現すれば、私たち一人一人はもちろん、家族や職場、そして社会の明日がきっと元気になるはず



### 女性活躍推進法が成立しました！

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（通称：女性活躍推進法）」が2015年8月28日、成立しました。この法律の制定については、安倍内閣が進めるアベノミクスの一環として2014年6月に閣議決定された「『日本再興戦略』改訂2014」に盛り込まれているもので、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」の実現に向けて、企業等における女性の活躍を加速化させることを目的としています。本法は職業生活において女性の活躍を推進し、指導的地位に占める女性の割合を高めていくため、採用、育成、継続就業、登用等の各段階において、それぞれの業種、従業員規模に即した施策を講ずるとともに、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境を整備すること等が規定されています。

#### ★ 301人以上の労働者を雇用する事業主の皆様へ

2016年4月1日から、労働者301人以上の大企業は、女性の活躍推進に向けた行動計画の策定などが新たに義務づけられます。

詳細は、以下のページをご覧ください。

（厚生労働省）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

（内閣府 男女共同参画局）

[http://www.gender.go.jp/policy/suishin\\_law/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/suishin_law/index.html)